

平成 1 9 年 5 月 1 0 日

平成 1 9 年第 1 回岬町議会臨時会

第 1 日会議録

平成19年第1回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

平成19年5月10日(木)午前10時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 0名

傍 聴 2名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	副 町 長 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
	南 康 明
住 民 部 長 白 井 保 二	企 画 部 長 竹 本 靖 典
	住 民 部 副 理 事 兼 税 務 課 長 入 口 博 行
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 副 理 事 兼 会 計 課 長 淵 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 岡 本 茂	教 育 部 副 理 事 兼 青 七 文 七 所 長 一 本 稔 明

教育部副理事
兼淡輪公民館長 谷口桂三

総務部
行財政改革課長 四至本直秀

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻下一博 議会事務局主幹
兼議会係長 竹下雅樹

会 期

平成19年5月10日から11日(2日間)

会議録署名議員

1番 川端啓子 2番 鍛冶末雄

議事日程

臨時議長の紹介

日程1	仮議席の指定
日程2 選挙第1号	議長の選挙
日程3	議席の指定
日程4	会議録署名議員の指名
日程5	会期の決定
日程6 選挙第2号	副議長の選挙
日程7 議員提出議案第3号	特別委員会の設置の件
日程8 選任第1号	常任委員会委員の選任
日程9 選任第2号	議会運営委員会委員の選任
日程10 選任第3号	特別委員会委員の選任
日程11 推せん第1号	農業委員会議会選出委員の推せん
日程12 選挙第3号	南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員の選挙
日程13 選挙第4号	阪南岬消防組合議会議員の選挙
日程14 議案第43号	専決処分の承認を求める件(平成18年度岬町一般会計補正予

算（第6次））

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程15 | 議案第44号 | 専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）） |
| 日程16 | 議案第45号 | 専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）） |
| 日程17 | 議案第46号 | 専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正） |
| 日程18 | 議案第47号 | 損害賠償の額の決定及び和解の件 |
| 日程19 | 議案第48号 | 監査委員の選任について同意を求める件 |
| 日程20 | | 総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について |
| 日程21 | | 厚生委員会の閉会中の所管事務調査について |
| 日程22 | | 事業委員会の閉会中の所管事務調査について |
| 日程23 | | 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について |

辻下議会事務局長 皆さん、おはようございます。

議会事務局の辻下でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が決まるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職を行うことになっております。

ただいまの出席議員の中で、年長の谷本 貢議員を紹介します。

谷本議員に臨時議長の職務をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

谷本 貢臨時議長 おはようございます。

ただいまご紹介いただきました谷本でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行わせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(午前10時02分 開会)

谷本 貢臨時議長 ただいまから平成19年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時2分であります。

本日の出席議員は14名、欠席者数はゼロであります。

出席議員が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

谷本 貢臨時議長 日程1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程2の「議長の選挙」に入る前に暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢臨時議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時03分 休憩)

(午前10時30分 再開)

谷本 貢臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

谷本 貢臨時議長 日程2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢臨時議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、私から指名することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢臨時議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定しました。

それでは、私から指名します。

議長に辻下正純君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました辻下正純君を議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢臨時議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました辻下正純君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました辻下正純君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

本来は、議長に当選されました辻下正純君のご承諾があったものとして、ごあいさつをお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということで、ご了承願います。

新議長が決まりましたので、私の役目も終わりました。

辻下議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長 議席に着く)

(新議長 議長席に着く)

辻下正純議長 それでは、あいさつは後といたすことにしておりますので、議事を進めさせてい

たきます。

議事日程について、配付しております議事日程表のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、議事日程は、議事日程表のとおりとします。

辻下正純議長 日程3、「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議席は、ただいま着席のとおり指定します。

辻下正純議長 日程4、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を、会議規則第120条の規定により、指名させていただきます。

1番川端啓子君、2番鍛冶末雄君、以上の2名の方をお願いします。

辻下正純議長 日程5、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月10日から11日までの2日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月10日から11日までの2日間に決定しました。

辻下正純議長 日程6、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、私から指名することとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定しました。

それでは、私から指名します。

副議長に鍛冶末雄君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました鍛冶末雄君を副議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました鍛冶末雄君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鍛冶末雄君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

本来なら、副議長に当選されました鍛冶末雄君のご承諾があったものとして、ごあいさつをお受けするところがありますが、申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということで、ご了承願います。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

辻下正純議長 日程7、議員提出議案第3号「特別委員会の設置の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会議員、鍛冶末雄君。

鍛治末雄議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第3号、特別委員会の設置の件を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者及び賛成者は次のとおりです。敬称は略させていただきます。

提出者、岬町議会議員、鍛治末雄。

賛成者、岬町議会議員、川端啓子、中原 晶、和田勝弘、出口 實、辻下文信、田代 堯、谷本 貢、小川日出夫、岡本重樹、反保多喜男、奥野 学、竹内邦博。以上であります。

提案理由は、岬町議会委員会条例第5条の規定により、本町議会に次のとおり特別委員会を設置することについて、議会の議決を求めるものであります。

まず、委員会の名称、空港対策跡地利用促進委員会。

設置目的は、空港対策跡地利用促進に関する事件について審査を行う。

設置期間は、目的が達成されるまで。

委員定数は7人。

次に、委員会の名称、第二阪和国道建設促進委員会。

設置目的は、第二阪和国道建設促進に関する事件について審査を行う。

設置期間は、目的が達成されるまで。

委員定数は7人。

の2つの特別委員会であります。

なお、いずれも閉会中においても審査ができるものとしております。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議員提出議案第3号「特別委員会の設置の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

辻下正純議長 お諮りします。日程8、選任第1号「常任委員会委員の選任」から日程9、選任第2号「議会運営委員会委員の選任」、日程10、選任第3号「特別委員会委員の選任」までの3件を一括議題といたしたいと思いをます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、日程8、日程9、日程10の3件を一括議題といたします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いをます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のおり、それぞれの委員に選任することに決定いたしました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されるわけでございますが、ただいまより暫時休憩したいと思いをます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午後1時19分 休憩)

(午後1時20分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正・副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

辻下正純議長 日程 1 1、推せん第 1 号「農業委員会議会選出委員の推せん」を議題とします。

農業委員会議会選出委員の指名については、私から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、岡本重樹君の退場を求めます。

(岡本重樹議員 退場)

辻下正純議長 それでは、指名させていただきます。

農業委員会議会選出委員に岡本重樹君を推せんしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、農業委員会議会選出委員に岡本重樹君を推せんすることに決定しました。

岡本重樹君の入場を求めます。

(岡本重樹議員 入場)

辻下正純議長 ただいま岡本重樹君が農業委員会議会選出委員に推せんすることに決定いたしましたので、報告いたします。

辻下正純議長 日程 1 2、選挙第 3 号「南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私から指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定いたしました。

南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員に、副議長の鍛冶末雄君、事業委員会委員長の田代

堯君を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名しました鍛治末雄君と田代 堯君を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました鍛治末雄君と田代 堯君が南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員に当選されました鍛治末雄君と田代 堯君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

2名の方、よろしくお願いたします。

辻下正純議長 日程13、選挙第4号「阪南岬消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私から指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定しました。

阪南岬消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の奥野 学君、総務文教委員会副委員長の反保多喜男君、議長の私、辻下正純を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、奥野 学君、反保多喜男君と辻下正純を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、奥野 学君、反保多喜男君と辻下正純が阪南岬消防組合議会議員に当選されました。

ただいま阪南岬消防組合議会議員に当選されました、奥野 学君、反保多喜男君と辻下正純が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

私のほか2名の方、よろしくお願いいたします。

辻下正純議長 日程14、議案第43号「専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町一般会計補正予算（第6次））」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程14、議案第43号、専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町一般会計補正予算（第6次））の件につきまして、ご説明申し上げます。

平成18年度一般会計決算見込みにおきまして、大阪府市町村振興補助金の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算の内容の説明をさせていただく前に、平成18年度一般会計の決算見込みについて、説明させていただきます。

今日の厳しい経済情勢を受け、本町の財政は引き続き極めて厳しい状況にあることから、平成18年度決算におきましても、財政調整基金等の各種基金を取り崩しまして、不足する一般財源を補うという非常に厳しい財政運営となりましたが、大阪府市町村振興補助金や大阪府市町村施設整備資金貸付金など、積極的に財源の確保を行うとともに、平成18年3月策定の岬町集中改革プランに基づく行財政改革への取り組みを進めた結果、不足財源を補うための基金の取崩額は2億1,000万円程度となる見通しでございます。

景気には若干の明るさが見えつつありますが、国の三位一体改革による地方交付税や国庫補助金等に係る厳しい見直しなどにより、今後とも厳しい財政運営が余儀なくされるという事は予想されております。

なお、現在、出納整理期間中であり、歳出面におきましては不用額が確定していないこと、また歳入面におきましては府補助金等の一部補助金の確定がおくれていることから、今後、数値の変動が予想されると思われます。したがって、基金取崩額は、あくまで現時点における見込みとしておりますので、その点ご理解願いたいと思います。また、決算の詳細につきましては、決算認定議案上程時に改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

平成18年度一般会計補正予算（第6次）につきましては、特定財源の確保に伴う財源更正及

び歳出不用額の調製等を行うことに加えまして、これまで財源といたしておりました財政調整基金等の繰入金の減額する内容となっております。

議案書 1 ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,433 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77 億 7,592 万 1,000 円とするものでございます。

2 ページをご参照願います。

第 1 表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。なお、詳細につきましては 13 ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

町税につきましては、決算見込みを踏まえまして、3,450 万円を増額計上いたしております。主な内容としましては、町民税 2,320 万円、固定資産税 1,780 万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

地方譲与税、利子割交付金等の各種交付金につきましては、交付決定に伴いまして、2,217 万 4,000 円を増額計上いたしております。

地方交付税につきましては、交付決定に伴いまして、3,777 万 5,000 円を増額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴い、416 万 3,000 円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、児童手当国庫負担金 377 万 7,000 円、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 39 万 3,000 円をそれぞれ減額計上するものでございます。

府支出金につきましては 4,549 万 7,000 円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村振興補助金 4,900 万円を増額計上する一方、乳幼児医療費助成事業費補助金 274 万 7,000 円を減額計上するものでございます。

財産収入につきましては、基金預金利子の決定に伴いまして 40 万 5,000 円を増額計上するものでございます。

繰入金につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正や歳出不用額の調製を行うことにより、これまで財源といたしておりました各種基金繰入金 1 億 6,841 万 5,000 円を減額計上するものでございます。主な内容といたしましては、財政調整基金繰入金 6,042 万 5,000 円、普通建設事業に充当するための公共施設整備基金繰入金 6,989 万 6,000 円、減債基金繰入金 3,800 万 3,000 円などをそれぞれ減額計上するものでございます。

諸収入につきましては、大阪府市町村振興協会市町村交付金、宝くじ交付金でございますが、

この交付決定に伴い、638万9,000円を増額計上いたしております。

町債につきましては、地方債同意額の決定等に伴いまして、2,850万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、町道整備事業債1,570万円、臨時財政対策債900万円、地域再生事業債1,100万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。5ページを参照願います。なお、詳細につきましては20ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、自己都合退職に伴いまして、一般職退職手当1名分1,422万円を増額計上いたしております。

民生費につきましては2,196万6,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、放課後児童健全育成事業に係る臨時職員賃金408万7,000円、児童手当扶助費844万9,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

衛生費につきましては365万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、合併処理浄化槽設置補助金114万2,000円、基本健診委託料200万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、631万6,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、大阪府土地改良事業特別賦課金437万4,000円、漁業集落排水事業特別会計繰入金194万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、土木費につきましては3,250万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、町道西畑線道路用地買収費1,541万9,000円、下水道事業特別会計繰出金1,245万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

消防費につきましては、阪南市岬町消防組合負担金の精算に伴いまして、966万円を減額計上いたしております。

教育費につきましては、小学校整備事業債の同意額の決定に伴う財源更正となっております。

公債費につきましては、一時借入金224万4,000円、地方債利子償還金70万4,000円、合計294万8,000円を減額計上するものでございます。

諸支出金につきましては849万3,000円を増額計上いたしております。これは基金預金利子及び前年度決算上の歳計剰余金を各種基金に積み立てるべく、歳入予算との調製を行ったことによるものでございます。

続いて、7ページをご参照願います。第2表地方債補正をごらんください。

まず、追加といたしましては公営住宅改修事業ほか1事業、変更といたしましては漁港整備事

業ほか5事業、次に、廃止といたしましては行政改革推進債ほか1事業、地方債同意額の決定に伴い、それぞれ限度額の補正を行うものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。田代議員。

田代 堯議員 2点ほど、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。ちょっと一服しておりましたので、万が一議会議員の皆さん方の決議の内容について、失礼な質問になるかと思いますが、もしなった場合はお許し願いたいと、このように思います。

まず1点目は、これ、前からいろいろ問題に出ておりました地方債の補正に対する追加とか廃止とか変更、そういったものの利率の問題なんです。この利率について、現在、幾らの利率によって借りかえ、またはそういった廃止・変更をやっておるのかということをお聞きしたいのと、今回の利率については7%、これ、従来から、ここ何年ほど、長い間、7%というのが続いているんですけども、このように高い利率でいくと、議会がこれを認めていくということになれば、7%以内までは借りかえする利率はこれでいいんじゃないかというような感がありますので、その点をちょっと確認の意味でお尋ねしたいと、このように思います。

それから、実は、きょう、これ、担当の方はご存じだと思うんですが、13ページの固定資産税の問題、滞納繰越分の問題の直接滞納繰越の質問ではないんですが、それにかかわる問題で、私そこには町税の税率改正及び減額措置の創設についてのお知らせという、こういうのが入っているわけで、皆さん方も入っていると思うんですが、この中身でいきますと、まず1点目が、税率の改正についてということで、税率の改正の期間ということがここに書かれておるんですが、当分の間、そして括弧書きで、平成19年度分から3年間というふうに明記されておりますけども、当時、この条例改正を行われたときに、このような条文が入っていたのかどうか、その点の確認を1点させていただきたいということと、2点目は、同じこの問題ですけども、その表には、口座振りかえのお勧めというのがここにあるわけなんですけども、きょう朝、窓口の方へ行って、口座振りかえの依頼をしようと思って、この用紙をもらったわけなんですけども、この用紙の中に、口座のあて先が岬町助役と、このようになっております。それで、こちらの方は岬町会計管理者ということをしているが、どちらが正しいのか、その点を明確にさせていただきたいなというふうに思います。

この中で、300万ですか、滞納金が300万という形で説明をなさってあるんですけども、現

在の滞納、平成17年度の決算でいきますと、1億1,800万何がしという滞納が出ておるんですが、現在は大体数字は簡単で、わかっていたら教えていただきたいんですが、わからなかったら別に後で私に教えていただいたらいいんですが。大体、私は平成17年度では1億1,800万、これだけまだ滞納金が残っているかのように理解をしているんですが、18年度見込みはまだですけども、大体どのような形になっているか教えていただきたいと、このように思っております。まず、その点をちょっとお尋ねしたいと思うんです。

辻下正純議長 中口部長。

中口総務部長 田代議員の地方債等の利率等の問い合わせであります。今現在、平成17年度許可債につきましては、1.8%から2.1%の範囲内で、現在借りております。先ほども専決予算の表にありましたように、地方債の発行におきましては、地方自治法第230条の規定により、予算の定めるところにより、できることとなっております。また、地方債の予算計上上におきまして、起債の目的欄には、地方債資金によって執行する事業名、起債の方法欄には普通貸借または証券発行の別などを記載し、年利につきましては何%以内とするというように定められております。その何%以内をどうするかであります。実際の借り入れにおきましては、予算の議決を経た後に行われるために、借入条件の限度として、岬町の場合、7%以内、今現在やっているところでございます。

そういう中で、とりわけ市中銀行から借り入れる縁故地方債の借入条件につきましては、複数の金融機関から貸し付け条件を提示してもらった上で、本町にとって最も有利な条件の提示のあった金融機関を選択するなど、金融情勢を踏まえまして、適切に対応しているところでございます。また、あわせて地方債の種類によっては、今後、数年後に借りかえを想定しているものもございまして、数年後の不透明な金融情勢に対応可能な利率として、現在設定しておるところでございます。

以上です。

辻下正純議長 白井部長。

白井住民部長 それでは、私の方から、2点目のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、今回の平成19年度の固定資産税の納税通知書を送付させていただきました。そのときに納税者の方にお知らせする内容といたしまして、ご質問いただきましたとおり、固定資産税の税率に関するお知らせ、そして、もう1点、裏面には、口座振りかえのお勧めと、その2点について内容を詳しく書きまして、その内容をご理解願いたいという形でお送りさせていただいたところでございます。

まず、1点目の固定資産税の税率の改正の件でございますけど、この改正の件につきましては、平成18年3月議会におきまして条例改正が行われております。改正の内容につきましては、固定資産税の税率につきましては1.4%、しかし、本町の厳しい財政状況等を踏まえまして、税率について、当分の間、1.7%とする附則を設けたところでございます。その附則の内容を申し上げますと、附則に第17条という形で1項加えまして、当分の間、固定資産税の税率は第62条第1項の規定にかかわる、これ1.4%の規定でございます、その100分1.7とするという条文を追加させていただきまして、そして附則といたしまして、施行期日につきましては、この追加いたしました附則の適用については、平成19年度以降の固定資産税について適用し、ということございまして、あくまでも、100分の1.7につきましては、当分の間という形の条例改正を行ったところでございます。

これは経過ございまして、これらを踏まえまして、18年3月議会におきまして、審議の中におきまして、当分の間ということの考え方につきましてご質問等ございまして、それにつきまして町の考え方をお示したところでございまして、これにつきましては財政健全化計画の期間等を踏まえまして、適用期間については、町といたしましては、当分の間というのは3年間ということを考えるという内容でお答えさせていただいたところでございます。

今回の改正内容につきまして、それを踏まえた上で、今回、お知らせしたわけなんですけども、納税通知書の中に詳しく説明する中で、この超過税率の適用期間は当分の間となっているけど、いつまで適用されるのかという質問を多々いただいております。それらのことを踏まえまして、本来でしたら、条例どおり、当分の間という形で表現すれば適切なんですけども、納税者の方々の質問等ございますので、それらを踏まえまして、当分の間につきましては、19年から3年間とする旨の表現を括弧書きで入れさせていただいたところでございます。そういう状況をご理解願いたいと考えております。

次に、口座振りかえのお勧めでございますけど、ご指摘のとおり、納税者に対するお勧めの中には、岬町会計管理者となっております、具体的に手続をお願いする申請書につきましては、まだ岬町助役となっているところでございます。これについては、本来でしたら、岬町助役というものを名消しいたしまして、会計管理者という形のゴム印を使って、今、在庫の申請用紙を使う予定でございましたけれども、私らの方のミスによりまして、名消しを修正を行わずに、その用紙を使ったということございまして、それにつきましては、今後、気をつけまして、新しく申請書に切りかえるとともに、残っている在庫につきましては、ゴム印等を使いまして、会計管理者という形で修正させていただく予定でございます。

次に、滞納の問題でございます。これにつきましては、平成17年度の滞納の状況でございますけれども、総額といたしまして1億6,600万の滞納がございます。これにつきましては、いろいろ地方税法等の中身によりまして、徴収に努力を行っているところでございますけれども、今年度、18年度の年度末におきましての徴収実績といたしましては、徴収率約15%程度、金額にいたしますと、約2,600万程度の徴収実績となる予定でございます。滞納状況につきましては以上でございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 1点目の地方債の利率の問題については、変動幅というんですか、そういうのが今までいろいろあった中で、今回は7%という形で、ずっと従来から来ておるわけですが、今、担当の総務部長の説明では、各金融機関、あらゆる金融機関といろいろ交渉の結果、利率を決めて、借りがえなり、また新たに借りたり、また廃止したりやっていると申すんです。それについては、何ら私は指摘しているものでも何でもありませんけれども。ただ、今お聞きすると、1.8%から2.1%が現状の利率とするなら、何も高いパーセンテージを上げてまでしとかんでも、例えば3%といった変動幅が、今、民間であれば2から3%ぐらいの幅あると思うんで、非常に無理かなと思うんですけれども、やはりそのときの状況によって、3%なり、また5%以内とか、そういうのに、やはり変更していくということがなければ、極端に言いますと、一般の町民から見た場合、じゃあ、7%、えらい高い利率で借り入れるんやなど、そんなんで借りてんのかいよという誤解を生じることも多々あるかと思うんで、できれば、次回から、これだけじゃないですよ、ほかの下水道特会も全部7%になっていますんやけども、次回から、この点は十分協議をしていただいて、10%以内というのもあるかのように聞いておるんですけれども、それはそれとして、我が町の中だけは、できるだけこの利率を正確なものに、やっぱり書きかえしとくという訂正をしとく方がいいんじゃないかというふうに思うんで、その点は、今後の検討課題ということで指摘をしておきたいなというふうに思います。

それから、先ほどの口座振りかえのお勧めの問題ですが、きょう朝、私が、これ、窓口へ行って見て、岬町助役と、こうなっておるし、こちらは岬町会計管理者となっておる中で、既にこれを私がきょう書いて出しておった金融機関もこのままで通っていくと思うんですよね。ですから、そういったことが、やはり既に町の三役の方の名称も変わっておるし、変わった時点で速やかに、何も印刷を改めてやり変える必要はないと思うんですよ。先ほど、部長、要するにゴム印をつくって、ゴム印で公の訂正印を押していくとか、一本化、どちらかに合わせて、どちらというのは、会計管理者が正確だろうとは私は思うんですけれども。これがこのままで、岬町助役と

して使われているということについては、事務の問題が今後出てくるんじゃないか。住民からも指摘が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、もう1点、議会では当分の間という形で、そういった協議をなさっておる中で、あえて住民の方から、いろいろ利率が1.4から1.7になったんですから、これは非常に住民にとっては高負担やないかというご指摘があったことは事実だろうというふうに思いますけども。その住民に対しての配慮から、19年度分からは3年間と書くのは、担当としてはやむを得ない書き方、こういう明記の仕方だったんだらうなというふうには理解できますけども、やはりこれは、あくまで議会の議決、条例案件の議決事項ですので、この辺は、余り追加文言をつけ加えることによって、私たちも説明がしにくくなるし、担当としては、あえて3年したら、どうせ見直さないかということから、こういうふうに住民にお知らせしているというのはわかりますけども、やはり一本化しておくというのは、これ大事じゃないかな。

議案書にないものをここにあえて載せておくということは、ちょっと私は住民を、どっちかいうたら、ばかにしてるんちがうかなと言われても仕方ないんじゃないかなと、このように思います。このことについては、ひとつ速やかに、きょう朝、もう訂正なされたというふうに聞いておりますので、今後、他の事務においても、こういう文書等の訂正ある分については、速やかに、これはしていただきたい。

それから、先ほどの滞納の分ですけども、これは町長にお尋ねしますけども、現在、1億千何ぼと言ったかな、1億千何がしの滞納があるわけですけども、町長は、当時から、就任なさってから、固定資産税の財源不足を生じて増税をなされたというのは、これは町長の考え方は、何とか、今の財政危機を乗り切っていこうということでやられたことは、それは仕方ないと思うんですが、その中で、かねがね言われておられるのは、未収金を、延滞金を町長みずから、トップで先頭に立って回収に当たると、このように言われておりますけども、もう既に1年半、2年が来ようとしているんですが、その点、いまだに回収が難しいというふうになっておるかのようには聞きますけども、その点、町長の今後の延滞金の回収についてはどのように考えておられるのか、その点聞かせていただきたいと、このように思います。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 先ほどの田代議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに滞納の部分は、税金もございますし、あるいは水道料金等もございますし、また公営住宅の家賃等もございます。たくさんの種類の滞納という分ございまして、その中で、一つ一つあなたの部分かという、これ個人情報の問題もありますけども、これは私どもの方、決裁上がって

くる部分で見えておまして、例えば、つい最近も3件の家賃の滞納部分、これにつきましては、私、直接、本人、やっと所在つかめたところについては、長年たまっていた分を解決したというのがございます。

このように一つ一つ、実際、滞納者の方、見てますと、なぜこの方がというような方々も正直含まれております。そういった方々については、これから直接、今まで以上に、その辺の回収にやっていきたいと。この辺が、非常に個人情報の問題等もあって、難しいところあるんですけども、ただ、私からすれば、たまたまご本人自身も何らかの理由で、間違っただけで納めてないという方もおられるんじゃないかなと。それぐらいの方々も含まれておりますので、その辺は個人情報の問題、どこまでかというのをもう少しきっちりせんといかんともございますけども、今まで以上にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 個人情報の問題、そういったもんじゃなしにね、町長が就任されてから、トップが先頭に立って汗をかいて、この延滞についての徴収は努力すると、こういうことを明言されていると思うんですね。それについて、私を見る限りには、今の説明を聞く限りには、余り徴収率がうまく上がってないなというふうに思うんです。その点を町長はどのように、今後考えていられるのか、その点をお聞きしたかったんで、その点をもう一度お聞きしたいと思います。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 再度ご回答いたします。

確かに、まだ数値的に結果が出ていないというところが指摘あるんですけども、今まで以上にこれからも努力していきたいと考えております。

以上です。

辻下正純議長 ほかに質疑ございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 22ページの土木費のことですけど、西畑道路と聞いているんですが、道路用地買収費ですか、これの1,541万9,000円というのが減額されています。この理由がちょっと聞けなかったんで聞きたいんです。

もう1点は、これについている道路用地の補償費ですか、これはどのようなもんがあったか、この理由だけ、2点ちょっとお聞きしたいんです。

辻下正純議長 松永部長。

松永事業部長 和田議員のご質問の土木費の道路維持費の中の公有財産購入費、それと補償、補

填及び賠償金の分の合わせて1,641万9,000円の分につきましては、西畑線の改良が、池谷までの間で多少細くなっている部分がございますんですが、その部分、全線を改良すべく計画を立てて、17年、18年、19年の3カ年でやろうということで、16年度に計画を立てまして進めておりましたんですけども、19年度の予算組みの段階の中で、その全線をやっていくというのが非常に厳しい状況であるというふうなことが、だんだんと予算を組む段階になってきてまして判明してまいりまして、その中で事業内容を見直す中で、西畑線のその部分的な危険箇所、一番危険箇所は、和田議員もご存じかと思いますが、非常に急激に山がせり出しておまして、その部分が危なくて見通しができないということで、その部分は解消しなければならないんですが、その前後につきましては、手前は広がっておりまして、向こうはちょっと細いんですけども、その部分是对向で、とりあえず当面カバーをしていただいて、財政が好転するまで、ちょっとご辛抱願いたいということで、西畑の方々ともお話をさせていただきまして、それでご了解をいただいて、路線延長を、当初の予定では300メートルほど改良する予定でございましたが、当面、緊急自体を回避するため、予算の範囲内ということで、危険箇所の70メートルを改良して見通しをよくして、安全を確保しながら、財政の好転に合わせて、また再度その事業を進めていきたいということに考えております。

以上でございます。

辻下正純議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。川端議員。

川端啓子議員 済みません。私、町たばこ税が650万円減額になっているという、この辺でそれだけ禁煙者がふえているというふうにとらえていいのかなとか、それとも何か、たばこ買ったらサービス品がつくからいうて、よそで買ってる人がいてるのかなとか、ちょっとその辺いろいろ思ったので、もしわかれば教えてほしいということと、それと、あと、地方道路譲与税、これ244万6,000円減額補正になってるんですけども、岬町は、排ガス規制でもって、結構バス会社は岬町の方に移転してきていますよね。そういうのを見てたら、ここのところが、こうして増額になった方が何か納得いくような気がするんですが、この辺はどういうふうにとらえているのかな、ちょっと2点についてお尋ねします。

辻下正純議長 白井部長。

白井住民部長 お答えいたします。

まず、1点目の町たばこ税の今回の補正によりまして、マイナス補正をさせていただいております。補正額につきましては650万のマイナスでございます。これにつきましては、結論から申し上げますと、喫煙者が減少しております。具体的に、売り渡し本数を見てまいりますと、毎

年5%を超える売り渡し本数が減少しておりまして、例えば平成16年でしたら約6%の減、平成17年度でも8.8%減でございます。そして、平成18年度につきましては、当初予算で、引き続き減少傾向でございますので、約4.5%くらい落ちるのではないかとという形で計上させていただいたわけなんですけども、それ以上にたばこ離れが拍車をかけているのかということで、売り渡し本数が減ってございまして、それに伴いますたばこ税の収入につきましても、今回マイナス補正させていただいたところでございます。

もう1点、地方譲与税の件でございます。特にご質問の自動車重量譲与税等につきましては、特に譲与税等につきましては、国から、例えば自動車重量税で申し上げますと、車検等を行いますと、重量に基づきまして、国税が課税されまして、その収入額の約3分の1が、各市町村に交付されます。この配分基準につきましては、岬町の町道の延長と面積によりまして、譲与税が決定されるものでありまして、国の収入額の増減によりまして、最終的には町の配分額も変わるということでございまして、今回、この確定によりまして、補正額によりまして、町の譲与税額の決定したところでございます。

それと、排ガス規制等の問題につきまして、岬町におきましてはNO_x法等の規制区域外でございます。これは環境省が定めます環境基準以上に、岬町の大気を取り巻く環境がよいということで、規制区域外になったところでございまして、これにつきましては、いろいろ大型車両等の営業所とか、駐車場に使われている状況がございますけども、これと、今、補正予算になっております譲与税との関係につきましてはございませんので、あくまでも譲与税の交付額につきましては、国に収入されました重量税、車の重量によります税額が定められているわけなんですけど、その3分の1を町道の延長面積において配分された状況でございます。そういう内容でございますので、ご理解願いたいと思います。

辻下正純議長 川端議員。

川端啓子議員 たばこ税が減額になっているところから、喫煙者が減っているというふうには認識しているという答弁あったんですけども、それに伴って、医療費も減額になってきているのかなということだと思いますけども、それはすぐには出てこないかと思っておりますので、またその辺も入ってくるのが減ったら、今度出ていくのが減るように、また努力の方をよろしく願いたいと思います。

それと、あと、地方道路譲与税については、余り排ガス規制でもって、大型車の営業所がこっちにたくさん来てても余り関係ないようにお聞きしたんですけども、そういう大型車が来て、住民からしたら、空気が汚れていくような気もしますので、だから、あと、何かもっとそういうの

が来たためにちょっと空気汚れても、こういったメリットがあるのかなというような住民がとらえられるようなことを思います。その辺については、どのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

辻下正純議長 白井部長。

白井住民部長 お答えいたします。

譲与税等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、補正予算の配分額につきましては、国に収入されたもんをルールに従いまして配分された結果でございます。

それと、増収額と岬町の排ガス規制の区域外での大型車両の増加、これがまた税収の方に結びつくのかという問題でございますけど、これにつきましては、結果から申し上げまして、直接には結びつかない状況でございます。あくまでも、大型車、車検等を行いますと、重量税等かかるわけなんですけども、それ等につきましては、一たん国庫の方に納められまして、そして、それに基づいて各市町村に配分されるという状況でございますので、あくまでも、これは岬町の区域内において大型車両がふえたといったしましても、これは直接的には影響はないということをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

それと、ごめんなさい、もう1点ございまして、営業所の問題でございますけど、これにつきましては、営業所を置きますと、営業所の所在する市町村、すなわち岬町に法人町民税の納付義務がございますので、営業所等を設置いたしますと、それにつきましては均等割、そして、その法人が法人税、利益を上げるような形の法人税を納めていますと、法人町民税という形の法人税割という形の2つの税金が入るような形でございます。

どちらにいたしましても、法人等につきましてはの税収額というのは、町の方で考えている以上に、それだけ大きな影響はないような状況でございます。現在のところ、増収については、余り大きな効果がないと、そのような状況でございます。

以上でございます。

辻下正純議長 川端議員、よろしいですか。

川端啓子議員 はい、ありがとうございます。

辻下正純議長 小川議員。

小川日出夫議員 重量税の問題で減額になっているのは、今、自動車を抹消いたしますと、重量税の還付請求ができるようになっている。ご存じでないんかと思うんですよ。だから、自動車を廃車したことによって、重量税を納付したお客様に返すシステムが、今、なっているわけなんで

す。だから、この予算をとったときに、多分、自動車を抹消したときに、返す予定はわからなかったと思うんで、これ、14万円というんが減額に、僕はなっていると思うんですけどね。

以上です。

辻下正純議長 白井部長。

白井住民部長 ご質問がございました自動車重量税のマイナスの要因でございますけれども、これにつきましても、まず当初予算で4,600万近くの当初予算を計上してるわけなんですけど、これは岬町の中の重量税の収入見込みをもとにして計算したものでございませんでして、あくまでも、先ほどご説明いたしましたように、府県単位、国単位での重量税の総額を各団体の道路の延長面積で配分するというところでございまして、個別に岬町の台数等ございまして、国全体の重量税の推移を見た上で、岬町の道路の改良状況等を踏まえた上で、予算額が大きく伸ばすことができるのか、それとも見直しする必要があるのかということで計上したものでありまして、最終的に、3回に分けて交付されるわけなんですけれども、3回目の交付額で決定いたしました額を見ますと、当初予算に比べまして、14万円の減額になったということでございまして、今回、補正予算をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

辻下正純議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第43号「専決処分の承認を求める件(平成18年度岬町一般会計補正予算(第6次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第43号は、原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

10分間休憩します。

(午後2時10分 休憩)

(午後2時20分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

辻下正純議長 日程15、議案第44号「専決処分の承認を求める件(平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。末原部長。

末原上下水道部長 日程15、議案第44号、専決処分の承認を求める件(平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))の件について、ご説明させていただきます。

平成18年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして、地方債等特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入金の決定による地方債限度額の変更に係る補正予算を作成し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただいたものでございます。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,265万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,388万5,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の補正について説明させていただきます。なお、詳細につきましては6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入といたしましては、繰入金一般会計繰入金1,245万2,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、下水道事業費の確定によるものでございます。

次に、町債6,520万円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、主に、工事請負費等の落札減によるものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金1,500万円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、町債と同様、主に、工事請負費等の落札減によるものでございます。

次に、3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページから8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳出といたしましては、総務費、下水道総務費 1,239万2,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、主に、南大阪湾岸南部流域下水道組合分賦金の確定及び下水道施設の修繕料並びに維持管理費委託料の落札減によるものでございます。

次に、事業費、下水道事業費 7,974万6,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、工事請負費の落札減及び上水道等の移設補償費の確定によるものでございます。

次に、公債費 51万4,000円を減額するものでございます。減額理由といたしましては、起債発行額の確定と借入利率の低率化によるものでございます。

4ページをご参照願います。

地方債の補正といたしまして、下水道事業費の確定に伴い、起債の限度額 2億6,180万円を 1億9,660万円に変更するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第44号「専決処分の承認を求める件(平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第44号は、原案のとおり承認することに決定しました。

辻下正純議長 日程16、議案第45号「専決処分の承認を求める件(平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2次))」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程16、議案第45号、専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次））の件について、ご説明させていただきます。

平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算見込みにおきまして、地方債等の特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更に係る補正予算を作成し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,046万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,145万9,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては、4ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入といたしましては、府支出金、府補助金32万5,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、補助対象事業費の確定に伴うものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金194万2,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、漁業集落排水事業費の確定によるものでございます。

次に、町債2,820万円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、工事請負費の落札減及び上水道の移設補償費の確定によるものでございます。

歳出といたしましては、事業費、漁業集落排水事業費の3,034万5,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、工事請負費の落札減及び上水道の移設補償費の確定によるものでございます。

次に、公債費12万2,000円を減額補正するものでございます。減額理由といたしましては、借入利率の低率化によるものでございます。

3ページをご参照願います。

地方債の補正といたしまして、漁業集落排水事業費の確定に伴い、起債の限度額1億520万円を7,700万円に変更するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第45号「専決処分の承認を求める件(平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数であります。よって、議案第45号は、原案のとおり承認することに決定しました。

辻下正純議長 日程17、議案第46号「専決処分の承認を求める件(岬町税条例の一部改正)」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程17、議案第46号、専決処分の承認を求める件(岬町税条例の一部改正)について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由について、ご説明いたします。議案書の裏面をご参照ください。

地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されることに伴い、岬町税条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的な余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月31日付で専決処分したものでございます。

今回の改正の主な内容につきましては、住民税関係につきましては、信託法の改正に対応した地方税の見直しを、また株式譲与益に係る軽減税率の適用延長など、固定資産税関係におきましては住宅バリアフリー改修に係る減額措置の創設、また鉄軌道用地の評価方法の見直しを、また、その他の改正におきましては、たばこ税の税率を附則から本則に規定する改正、また関係法令の

改正に伴う見直しなどを盛り込んだものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。議案書の一部改正条例及び別紙の新旧対照表をあわせてごらんいただきます。

まず、第2条の改正内容につきましては、地方自治法の改正に伴い、「町吏員」を「町職員」に改めるものでございます。

次に、第23条の主な改正内容は、信託法の改正に伴い、多様な信託類型が可能となります。これに対応して、地方税の課税につきましても、国の法人税の取り扱いと同様になるように見直しが行われ、法人課税信託の引き受けを受けた個人について、新たに法人なりの納税義務者とする規定を追加するものでございます。

次に、第31条の改正内容は、この条例で引用する地方税法の法律番号などは、さきの第23条の規定により既に引用しているため、これを削除するものでございます。

次に、第95条の改正内容は、たばこ税の税率を引き上げるものではなく、たばこ税の特例税率、すなわち1,000本につき3,298円については、附則第9条の2で規定しておりましたが、これを廃止いたしまして、この特例税率を本則の第95条において規定するものでございます。

次に、第131条の改正内容につきましては、区画整理事業におけます保有地予定地に対する特別土地保有税の課税に関し、規定いたしております地方税法施行令が改正されたことに伴うものでございます。

次に、附則第6条の6の2の主な改正内容につきましては、高齢者、障害者等が居住する住宅について、床の段差解消、浴室・トイレの改良など、一定のバリアフリー改修を行った場合、翌年度の固定資産税を3分の1減額する特例措置が創設されました。

この減額措置を受けようとする者は、改修工事が完成した日から3カ月以内に必要な事項を記載した申請書及び工事内容を確認できる書類を添付の上、申告しなければならない旨の規定を今回追加するものでございます。

次に、新たに追加されました第6条の9の内容は、鉄軌道用地の評価方法が見直されたことに伴う関係規定でございます。鉄軌道用地の評価につきましては、この隣接する土地の価格の3分の1に相当する価格によると固定資産税評価基準に定められており、従来から、この3分の1の評価方法により評価してまいりました。しかし、都市計画の一部におきまして、鉄軌道の高架下の駐車場等による有効利用とか、駅構内におきます売店などの商業用店舗が設置されるなど、土地の高度利用が進みまして、現行の評価方法では税負担に不公平感がある旨の指摘があり、今般、

一定の基準を上回る不合理的利用に供する建物の敷地を宅地として仮定する改正が行われました。

今回の改正内容につきましては平成19年から適用されますけれども、宅地評価となる鉄軌道用地の平成19年度の課税標準額は、隣接する宅地の平成18年度分の価格に批准する価格とする。

また、20年度の価格につきましては、据え置くことなどを規定したものでございます。

次に、附則第9条の2の改正内容は、先ほどご説明いたしました、たばこ税の特例税率を定めた規定を削除し、本則の第95条において、特例税率を定めることに伴う改正でございます。

次に、附則第12条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例措置を定めたものでありますが、今回の改正内容につきましては、相続税に係る居住用財産の買いかえ及び交換の特例と特定の居住財産の買いかえと交換の場合の特例に分けて規定されている条文が一本化されたことに伴う改正でございます。

引き続きまして、第14条の2は、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得の課税の特例を定めたものでありますが、この規定を適用する際に根拠となる証券取引法の法律の題名が、金融商品取引法に改正されたことに伴う改正でございます。

引き続きまして、附則第14条の3は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に対して軽減税率を適用する特例措置を定めたものでありますが、この特例規定を適用する期限を1年延長し、平成21年度までとする改正でございます。

次に、附則第15条は、特定中小会社が発行した特定株式に係る譲渡所得の課税の特例を定めたものでありますが、この課税対象となる特定株式の譲渡益を2分の1に圧縮する特例措置の適用期限を2年間延長いたしまして、平成21年3月31日までとする改正でございます。

次に、新たに追加されました附則第15条の4は、租税条約実施特例法の改正に伴いまして、従来、個人住民税につきましては、社会保険料控除の対象となる保険料は、国内の社会保障制度に対して支払った保険料に限られていたものを、外国の社会保障制度に対して支払った保険料もその対象とするように改めるものでございます。

最後に、附則第1条は、この条例の施行期日を規定し、一部の規定を除きまして、平成19年4月1日から施行することとしております。また、附則第2条では町民税に関する経過措置を、第3条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上、岬町税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。奥野議員。

奥野 学議員 1点お聞きしたいと思います。

先ほど、白井部長の方からいろいろと説明いただきましたけれども、固定資産税の納付書の別紙の中にも入ってございましたんですけど、住宅のバリアフリーの改修に伴う固定資産税の軽減措置という部分でありますけれども、その中で、一定のバリアフリー改修が行われた場合、軽減をするという内容でありますけれども、その辺の一定のという部分ね、どこを一定と指すのか、明記したものが無いように思うんですけども、その辺の説明をいただきたいというふうに思います。

辻下正純議長 住民部長、白井保二君。

白井住民部長 お答えいたします。

今回、バリアフリー改修に伴います固定資産税の減額措置が創設されたわけなんですけども、この具体的な要件につきましては、地方税法に明記されておりまして、今回、条例改正を行いますのは、減額措置を受けるための手続の方法について定めたものでございます。

それでは、バリアフリー改修によって、固定資産税がどのような形で減額されるのかという、その要件なんですけども、まず対象となる住居に対して、住んでいる方の要件がございます。まず、65歳以上の方が住んでいる住宅、また要介護認定、また要支援を受けている者が住んでいる住宅、また障害者の方が住んでいる住宅をバリアフリー改修、具体的に申し上げますと、廊下の拡幅とか、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取りかえとか、床表面の滑りどめ等の改修工事が対象となりまして、この改修工事に係ります、ここにいろいろ補助金制度等あるわけなんですけども、補助金を除いて自己負担額が30万円を超えるバリアフリー対策を行った住宅について、固定資産税が、翌年度におきまして、100平米を限度といたしまして、3分の1に減額されると、そのような内容でございます。

以上でございます。

辻下正純議長 奥野議員。

奥野 学議員 今、いろいろと説明いただいて、少し内容がわかりましたけれども、一般住民さんにとっては、これだけの内容では十分わかりづらいところもあるかと思います。改めて何か、今の口頭で言っていた説明なりをもう少し住民さんに知らせてあげるべきではないかというふうに思います。

超過税率が税金がかなりこれだけ負担をいただいている中で、弱者救済という意味では、住民さんにもっと知らせて、救済できる部分を知らせてあげるべきだというふうに考えます。

それと、今までバリアフリーで、年間どれぐらいの補助金対象というんですか、あったのか、件数がわかれば参考に教えていただけたらなと思います。

辻下正純議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 実績ですけれども、現在、今、手元に資料がありませんので、後ほど奥野議員の方にお知らせしたいと思います。

辻下正純議長 白井部長。

白井住民部長 お答えします。

この固定資産税の減額措置の広報につきましては、今回、納税通知書の中にも簡単に、こういう制度ができましたということしかお知らせいたしておりません。要件がございますので、それらの詳しい内容につきましては、来月以降の岬だより等を使いまして、またホームページ等におきましても、このバリアフリー改修に係ります減額措置につきましては、広報させていただきたいと考えているところでございます。

また、福祉の方でも、そういう形の改修の申請がありましたときには、この制度の概要につきましても、あわせて何かチラシ等をつくりまして見ていただくような形にさせていただきたいと考えているところでございます。どちらにいたしましても、この制度の内容を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

辻下正純議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第46号「専決処分の承認を求める件(岬町税条例の一部改正)」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数であります。よって、議案第46号は、原案のとおり承認することに決定しました。

辻下正純議長 日程18、議案第47号「損害賠償の額の決定及び和解の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程18、議案第47号、損害賠償の額の決定及び和解の件について、ご説明いたします。

議案書をご参照ください。

提案理由につきましては、公用車交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償及び和解の相手方は、淡輪在住の女性の方で、議案書に記載のとおりでございます。

損害賠償の額につきましては、人身損害賠償、治療費等でございますが、その金額及び車両損害賠償額として、合計113万3,860円でございます。

次に、事故の概要でございますが、平成18年8月8日、火曜日ですけれども、午前11時ごろ、岬町深日887番地の1付近におきまして、公務のため公用車を運転した町職員と住民の運転する単車が衝突しまして、相手方が受傷したものでございます。このたび、この事故について、双方協議の結果、平成19年4月26日に合意に達しましたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、このような事例が今後起こらないよう、安全運転管理者より、定期的に文書等で公用車の安全運転を喚起してまいりたいというように考えております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。田代議員。

田代 堯議員 内容については、公務中の交通事故ということでありまして、ちょっとお尋ねするんですが、この113万3,860円ですか、これは保険で全額対応できるのかどうか、その点を答弁していただきたい。

それから、公務中の事故であれ、職員に対する懲罰はどのようなあれをしているのか、この2点をお尋ねしたいんです。

辻下正純議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 私の方からは、この事故が保険で対応できるのかという点につ

ついて、お答えさせていただきたいと思います。

保険につきましては、全国自治損害保険というのを入れておまして、それですべて100%対応するということになっています。

以上でございます。

辻下正純議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 議員ご質問の懲戒の関係でございますけども、一応4月25日に、これ和解が決着しましたので、この後につきましては、その報告書をもとに懲戒審査会を、これ軽微なことでありますので、持ち回りで開きまして、交通安全義務違反に係る懲戒をしていきたいと思っております。

以上です。

田代 堯議員 もう1回ちょっと、聞き取りにくかったので、今言ったことをもう1回言うてほしい。今、軽微言うたんちゃうん。

竹本企画部長 済みません。失礼いたしました。訂正いたします。

懲戒審査会を開催いたしまして、処分していきたいと思っております。

以上です。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 懲戒審査会やって、いろいろやるのは、これ、お互い車に乗ってたら事故はあってしかるべき。ない方がいいんですけども。当然そういうことは紙一重の中で、我々は日常生活やっているわけですから、その件について、とやかく私は言っているわけではなくて、そういう事故が発生した時点で、職員のそういった懲罰については、どのような取り扱いをしているのか。

今、いみじくも、部長、軽微なと言ったやろ。軽微な、これ、事故とは、わし思えんねんやけどね。相手方が、やっぱりけがをしているということに対して、そういうとらまえ方してる自体がおかしいので、その点、もう一度説明をしていただきたいけどね。

辻下正純議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 失礼いたしました。私の誤りでございますので、失礼いたしました。

田代 堯議員 規定があるんやろ、規定がちゃんと。

竹本企画部長 失礼いたしました。規定に基づきまして、懲戒の審査委員会を開きまして、直ちにやっていきたいと思っております。

以上です。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 今指摘して、初めて今後考えるんじゃないしに、そういう問題が生じたときに、相手に対する誠意というものを見せようと思ったら、職員みずからが、いわば懲罰をし、こういう処分をしましたということを相手にちゃんとやっぱり伝えるためにも、きちっと、これ、今年の8月でしょう。今までかかっているわけですから、その辺は、やっぱり今後どのような問題が起きて、きちっとやっぱり対応することだけを、議長、指摘しときます。

辻下正純議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第47号「損害賠償の額の決定及び和解の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決することに決定しました。

辻下正純議長 日程19、議案第48号「監査委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、出口 實君の退席を求めます。

(出口 實議員 退場)

辻下正純議長 提出者から提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程19、議案第48号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、ご説明いたします。

議会議員から選任の奥野 学氏が監査委員を退任されましたので、出口 實氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく同意いただきますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより議案第48号「監査委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第48号は、これに同意することに決定いたしました。

出口 實君の入場を求めます。

(出口 實議員 入場)

辻下正純議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので、報告します。

辻下正純議長 お諮りします。日程20、「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から日程21、「厚生委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程22、「事業委員会の閉会中の所管事務調査について」及び日程23、「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」までの4件について、一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 ご異議なしと認めます。よって、日程20から日程23までの4件は、一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。3常任委員長並びに議会運営委員長からの申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、すべての委員会構成が成立しました。

辻下正純議長 それでは、僭越ですが、新役員を代表して、私の方からごあいさつを申し上げますと思いますので、降壇をお許し願います。

三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは演壇の方へお願いします。

(辻下正純議長 降壇)

辻下正純議長 それでは、まことに僭越ではございますが、新役員を代表しまして、私の方からごあいさつを申し上げます。

今回は、議員の皆様全員の一致により、民主的に、また円滑に、こうして役員を選出させていただきました。ありがとうございました。

本町を取り巻く状況は非常に厳しいところではありますが、私たちの共通の思いであります、よりよい岬町づくりに、役員一同、皆様と一緒に精いっぱい努力する所存であります。どうぞ、この1年間、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、これをもって就任のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(辻下正純議長 議長席へ)

辻下正純議長 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件はすべて議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成19年第1回岬町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

(午後3時05分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年5月10日

岬町議会

議 長 辻 下 正 純

議 員 川 端 啓 子

議 員 鍛 冶 末 雄